

パソコン・タブレット・スマートフォンの使用について（案）

1 前回（５月２０日）の議会運営活性化推進協議会における協議について

パソコン・タブレットの使用について協議したところ、次の事項が問題点として掲げられた。そこで、次回の会議において、議論の内容を踏まえ、正副委員長から改めて先例案を提案することとなった。

- （１）使用端末の持込み台数（２台目以降の取扱い）をどうするか。本会議・委員会における使用状況を考慮して整理する必要があるのではないか。
- （２）使用のルールについて、議員のモラルの徹底を図ることが必要である。そのため、先例案の使用範囲を厳格化するなど、記載内容を工夫する必要があるのではないか。
- （３）スマートフォンの取扱いをどのように整理するか（携帯電話については、先例において、会議中における使用は自粛するとなっているが、現状、スマートフォンは、会議等の日程調整の際に使用されている）。

2 新たな先例案について

- （１）使用端末の持込み台数については、１人１台に限ることとするが、委員会にあっては、議案説明資料と会議用の個人の質疑のメモのそれぞれの閲覧などのため、複数の使用により２台目が必要な場合も想定される。そこで、委員会に限り、委員長に申し出ることにより、２台目の持ち込みを認めることとする。
- （２）使用範囲については、先例案に記載の事項以外の用途に使用しないことを厳守する旨を記載し、使用範囲の明確化・厳格化を図る。
- （３）スマートフォンの取扱いについては、それを携帯電話と同様の携行品に留めるか否かに応じて、次の２案が考えられる。

案１ スマートフォンをパソコン・タブレットとは別の取扱いとする案

パソコン・タブレットとは区別して、スマートフォンを携帯電話と同様の取扱いとし、引き続き日常の携行品として会議に持ち込むことは可とするが、その使用は自粛する。ただし、会議、視察等の日程調整を行うための使用に限り、それを認めることとする。

案２ パソコン・タブレットに加えて、スマートフォンも使用を認める案

パソコン・タブレットに加えて、スマートフォンについても、それらと同等のものとして取り扱うこととし、会議中の使用を認める。

本会議・委員会等におけるパソコン・タブレットの使用について（案）

- 1 使用を認める会議
本会議、委員会、その他議会に設置されている会議
- 2 使用を認める者
議員・議会事務局職員
- 3 使用端末
ノートパソコン・タブレット（持込みは1人1台に限る。ただし、委員会にあっては、委員長に申し出ることにより、2台目を持込むことができる。）
- 4 使用範囲
次に掲げる事項に限るものとし、それ以外の用途に使用しないことを厳守するものとする。
 - （1）会議の案件に関する資料の閲覧
 - （2）会議の案件に関する事項のインターネットの検索及び閲覧
 - （3）会議のためのメモ等の記録
- 5 使用にあたっての遵守事項
 - （1）録音及び撮影を行わないこと。
 - （2）通話、電子メールの送信、SNSへの投稿等、案件の情報を外部に発信しないこと。
 - （3）会議の案件に関係のない事項のインターネットの検索及び閲覧を行わないこと。
 - （4）音声及び操作音を発する等、会議の運営に支障となる行為をしないこと。
 - （5）その他会議の案件に関係のない用途に使用しないこと。
- 6 その他
 - （1）持込みにあたり、議長・委員長の許可は不要とする。
 - （2）議長・委員長は、上記内容が遵守されないと認められる場合は、使用の停止を命じることができる。
 - （3）持込み・使用にあたり、疑義が生じた場合は、幹事長会議で協議する。

携帯電話等に関する先例の変更（案）

（現在の先例）

会議中における携帯電話、又はポケットベルの使用は自粛する。

（修正案）

携帯電話・スマートフォンは会議中、電源を切るかマナーモードとし、その使用は自粛する。ただし、会議、視察等の日程調整を行うための使用に限り、それを認めるものとする。

本会議・委員会等におけるパソコン・タブレット等の使用について（案）

- 1 使用を認める会議
本会議、委員会、その他議会に設置されている会議
- 2 使用を認める者
議員・議会事務局職員
- 3 使用端末
ノートパソコン・タブレット（持込みは1人1台に限る。ただし、委員会にあっては、委員長に申し出ることにより、2台目を持込むことができる。）及びスマートフォン
- 4 使用範囲
次に掲げる事項に限るものとし、それ以外の用途に使用しないことを厳守するものとする。
 - （1）会議の案件に関する資料の閲覧
 - （2）会議の案件に関する事項のインターネットの検索及び閲覧
 - （3）会議のためのメモ等の記録
 - （4）会議・視察等の日程調整のための使用
- 5 使用にあたっての遵守事項
 - （1）録音及び撮影を行わないこと。
 - （2）通話、電子メールの送信、SNSへの投稿等、案件の情報を外部に発信しないこと。
 - （3）会議の案件に関係のない事項のインターネットの検索及び閲覧を行わないこと。
 - （4）音声及び操作音を発する等、会議の運営に支障となる行為をしないこと。
 - （5）その他会議の案件に関係のない用途に使用しないこと。
- 6 その他
 - （1）持込みにあたり、議長・委員長の許可は不要とする。
 - （2）議長・委員長は、上記内容が遵守されないと認められる場合は、使用の停止を命じることができる。
 - （3）持込み・使用にあたり、疑義が生じた場合は、幹事長会議で協議する。

携帯電話等に関する先例の変更（案）

（現在の先例）

会議中における携帯電話、又はポケットベルの使用は自粛する。

（修正案）

携帯電話は会議中、電源を切るかマナーモードとし、その使用は自粛する。